



(三) 可認物便郵種三第 新聞日毎磐常 (號六十三百五千一第一)

可認物便郵種三第 (號六十三百五千一第一)

新聞日毎磐常 (日曜日)

# 赤井嶽の薬師附近 千町歩を禁獵區に 金華山の鹿は撫まらぬ

其處で鹿狩り團体

金華山の鹿は撫まらぬ

石城郡赤井村閑伽井嶽藥師  
に於て宮城縣金華山から牡  
牝二對の神鹿を分譲受け境  
内にて飼養すべきは既記の  
如くであるが其後

同藥師

から引と

りに赴いた處境内外の鹿を  
捕へよとの事に其つもりで  
捕獲に従つたがトテモノの速  
やさに到底捕へる事が出来  
ず手を空ふして引揚げた、  
其處で若松村長は神鹿狩り  
を行ふ爲めの團体を組織し  
表面は金華山參拜團と銘打  
つて来る廿日頃出發する由  
である尙ほ鹿の外に愛矯者  
の猿も

飼養し 境内山林に  
キジや山鳥を放養して將來  
は附近一千町歩に亘り禁獵  
區と爲すべく計畫があると  
陸軍大臣から

山崎氏表彰

軍事功勞者とし

石城郡在郷軍人分會長山崎清三  
氏は軍事功勞者として陸軍  
大臣から左記表彰狀に銀盃  
一個を添へて表彰された  
居常々在郷軍人たちの本分  
を盡し軍事に貢献する所  
を授與し茲に之を表彰す  
柏木氏粗道宴 既報

## 六千圓横領の 佐藤前代議士敗る

五年越しの事件

昨日平支部で言渡す

相馬郡中村町字荒井町前代  
議士佐藤富十郎は大正十年  
十月頃同町相馬銀行から大  
阪市田原藤次郎に對する債  
權二萬一千五百圓の

取立依頼

を受け同

年十二月六日右債權を勝手  
に六千圓に打切り受領して  
是れを横領費消した爲め平  
町一丁目松本元三郎氏が右  
の債權を相馬銀行から讓渡  
され幾回佐藤氏に辯償を求

めても

相馬郡中村町字荒井町前代  
議士佐藤富十郎は大正十年  
十月頃同町相馬銀行から大  
阪市田原藤次郎に對する債  
權二萬一千五百圓の

取立依頼

を受け同

年十二月六日右債權を勝手  
に六千圓に打切り受領して  
是れを横領費消した爲め平  
町一丁目松本元三郎氏が右  
の債權を相馬銀行から讓渡  
され幾回佐藤氏に辯償を求

容易に決定されず益々紛糾  
助役の任期も満了となるの  
で目下躍起奔走中である

主人の

## 金時計窃取

ハーモニカ力も

八十餘名に達し頗る盛會を  
呈した因に同氏は本日午前  
九時一分平驛發上り列車に  
て出發驛頭は多數の見送り  
人で賑つた

## 情夫と共に

前借して逃走

ツンボ婆さん

## 汽車に衝突

荷馬車輓判明

河中に墜落

王崎吳服及玩具商佐藤サイ

（五）はツンボなるに拘らず

一日午前九時四十分頃磐崎

同署で各地に照會の結果東

京市府下玉の井の魔窟に情

夫と共に潜伏して居た事が

發覺一日平署の手に逮捕し

十六日入浴に行くと稱して

外出した儘所在を晦ました

爲め捜索した處同人には木

村操と云ふ情夫があり兩名

共謀して前借詐欺を働いた

同署で各地に照會の結果東

京市府下玉の井の魔窟に情

夫と共に潜伏して居た事が

發覺一日平署の手に逮捕し

十六日入浴に行くと稱して

外出した儘所在を晦ました

爲め捜索した處同人には木

## 土砂に潰る

胸部に重傷

坑内

幼女を

懷中自當に

轢き逃げの

荷馬車輓判明

平町字紺屋町道路に於て遊

戯中の同町仁平正義二女フ

ミ（四）が去月十一日午前十

二時頃荷馬車の爲めに轢き

倒され全治二週間の傷を負

つたが加害者は其の儘逃走

したので平署で荷馬車主を

捜索中であつたが石城郡澤

渡村大字下市萱字堀の内佐

藤初雄（四）が轢き倒した事

が判明し二日平署に召喚取

調中

湯本町入山炭礦にては三月

分量に同量の味淋を混和し

て五十日以上の時日を経て

冷却して蒸し、糯米の成分

へながら石臼でひいて糊状

の液體を作り出すのであり

ます

成分はアルコール分一〇、  
二〇酸（琥珀酸として）〇二  
個形分五五、一二三糖（葡萄  
糖として）二九、〇三であり  
ます

◇

成分はアルコール分一〇、  
二〇酸（琥珀酸として）〇二  
個形分五五、一二三糖（葡萄  
糖として）二九、〇三であり  
ます

一日を以て係員中六十歳以上  
の老朽者七名を職員した  
が十五年以上三十年の勤続  
者多く一人當り最低四五千  
円最高一萬二千圓位の退職  
手當を支給された

獨身の

女行者を騙す

養子となる

双葉郡久之濱町生れ日蓮宗  
行者遠恵義明（三）は石城郡  
新庄町生れ日蓮宗山形  
キノ（五）が獨身で貯蓄があ  
るのを幸ひ養子になるもの  
の如く装ひ昨年十二月中同

好間村大字上好間居住山形  
新庄町生れ日蓮宗奥山形  
キノ（五）が獨身で貯蓄があ  
るのを幸ひ養子になるもの  
の如く装ひ昨年十二月中同

懲罰金の所持金七十餘圓  
を横領費消した上再三請求  
されても返済しないので横  
領罪として二日平署の取調  
べを受けた

募集 文藝其他投稿  
を募集中

棲居の所持金七十餘圓  
を横領費消した上再三請求  
されても返済しないので横  
領罪として二日平署の取調  
べを受けた

懲罰金の所持金七十餘圓  
を横領費消した上再三請求  
されても返済しないので横  
領罪として二日平署の取調  
べを受けた